

第 57 号 議 案

令和 7 年 11 月 28 日
任 用 給 与 課

東京消防庁職員任用規程の一部改正について

標記の件について、東京消防庁消防総監から申請があったので、下記のとおり一部改正を承認する。

記

1 改正事項

- (1) 自動車整備士の採用基準の見直し
- (2) 栄養士の採用基準の見直し
- (3) 消防司令補昇任試験の見直し

2 改正内容

改正概要及び新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

東京消防庁職員任用規程の改正概要

【事項 1】自動車整備士の採用基準の見直し

○ 概 要

- ・選考基準に、自動車整備士の養成施設課程の修了者（同一年度内に修了見込みの者を含む。）を追加
- ・選考基準の年齢の引上げ

○ 改正理由

受験者数の減少に対応し、受験者の増加を図るため

【事項 2】栄養士の採用基準の見直し

○ 概 要

選考基準に、管理栄養士の免許取得者又は栄養士若しくは管理栄養士の免許の取得見込み者を追加

○ 改正理由

栄養士法の改正に伴い、採用基準を改正する

【事項 3】消防司令補昇任試験の見直し

○ 概 要

点検・礼式・操練を廃止

○ 改正理由

昇任試験で審査すべき能力及び日々の訓練の状況を踏まえ、試験科目に設定する必要性は薄れてきているため。

主な改正内容は以下の通り。

項目 該当条文	内容
一般職員の採用の基準及び方法 別表第2（第4条関係）	<p>【事項1　自動車整備士の採用基準の見直し】</p> <p>【事項2　栄養士の採用基準の見直し】</p> <p>自動車整備士及び栄養士の採用基準について、以下の通り規定</p> <p>○自動車整備士</p> <p>（受験資格）</p> <p>「自動車整備士の技能検定に合格した者」</p> <p>⇒　自動車整備士の技能検定に合格した者又は自動車整備士を養成する施設の所定の課程を修了した者（同一年度内に修了する見込みの者を含む。）</p> <p>（年齢）</p> <p>40歳未満 ⇒ 50歳未満</p> <p>○栄養士 ※栄養士法の改正に伴い、6月24日の人事委員会にて一般基準を改正済み。</p> <p>（受験資格）</p> <p>「栄養士免許を有する者」</p> <p>⇒　・栄養士又は管理栄養士の免許を取得見込みの者</p> <p>・栄養士又は管理栄養士の免許を有する者</p>
消防司令補昇任試験実施基準 別表第14（第12条関係）	<p>【事項3　消防司令補昇任試験の見直し】</p> <p>消防司令補昇任試験第二次試験で実施する点検・礼式・操練を廃止</p>
施行期日 附則第1項	令和8年4月1日
経過措置 経過措置第2項	改正後の東京消防庁職員任用規程に基づく採用又は昇任に関し必要な手続きは、それぞれ施行日前においても行うことができる。

7人第1391号
令和7年1月27日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 市川博三

東京消防庁職員任用規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 改正の趣旨

一般職員（自動車整備）の受験者が大幅に減少するなか、装備工場の将来を担う人材を確保することは喫緊の課題であることから、新たな受験者層として、主に自動車整備養成施設修了者（新卒者）や業界の中高年層を採用するために、受験資格要件を見直します。

あわせて、栄養士法の改正に伴い、一般職員（栄養士）についても、受験資格要件を見直します。

また、消防司令補昇任試験（二次試験）で実施している「点検・礼式・操練」に関して、司令補に必要な統率力は、人事評価、面接考査等で審査することが可能であるため、試験項目から廃止します。

これらに伴い、東京消防庁職員任用規程（昭和61年4月東京消防庁訓令第29号）を改めるものです。

2 改正の概要

- (1) 一般職員（自動車整備）及び一般職員（栄養士）の採用選考における受験資格要件の見直しに伴う別表第2の改正
- (2) 消防司令補昇任試験（二次試験）における試験項目の廃止に伴う別表第14の改正

3 施行期日

令和8年4月1日

問合せ先

（人事部人事課人事係 井口 小林
電話 3212-2111 内線 3123 3138）

東京消防庁職員任用規程（昭和61年4月東京消防庁訓令第29号）の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

東京消防庁
消防総監 市川 博三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後						改正前					
別表第2（第4条関係）						別表第2（第4条関係）					
一般職員の採用の基準及び方法						一般職員の採用の基準及び方法					
採用区分	採用職種	受験資格	年齢	身体	方法	採用区分	採用職種	受験資格	年齢	身体	方法
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
普通採用	選考職種	医療技術系	II類	栄養士	栄養士又は 管理栄養士 の免許を取 得見込みの 者	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					栄養士又は 管理栄養士 の免許を有 する者	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

技能系	自動車整備	自動車整備士の技能検定に合格した者又は自動車整備士を養成する施設の所定の課程を修了した者（修了する見込みの者を含む。）	50歳未満	[略]	[略]
				[略]	[略]

技術系	自動車整備	自動車整備士の技能検定に合格した者	40歳未満	[同左]	[同左]
				[同左]	[同左]

別表第14（第12条関係）

消防司令補昇任試験実施基準

区分	A	B
[略]		
試験方法	第一次 [略] 第二次 1 口頭試問（災害活動に関する指揮、判断能力について評定する。） 2 面接考查	[略] 1 口頭試問（災害活動に関する指揮、判断能力について評定する。） 2 面接考查

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

別表第14（第12条関係）

消防司令補昇任試験実施基準

区分	A	B
[同左]		
試験方法	第一次 [同左] 第二次 1 点検、礼式、操練 2 口頭試問（災害活動に関する指揮、判断能力について評定する。） 3 面接考查	[同左] 1 点検、礼式、操練 2 口頭試問（災害活動に関する指揮、判断能力について評定する。） 3 面接考查

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日以降に行う採用又は昇任に関し必要な手続は、施行日前においても、この訓令による改正後の東京消防庁職員任用規程の規定により行うものとする。

東京消防庁職員任用規程（現行規程・一部抜粋）

昭和 61 年 4 月 1 日
東京消防庁訓令第 29 号

別表第 2 (4 条関係)

一般職員の採用の基準及び方法

採用区分			採用職種	受験資格	年齢	身体	方 法
普 通	試 験 職 種	事 務 系 ・ 一 般 技 術 系	I 類	事務 土建 機電 保健 師	東京都人事委員会の定める 基準による。	視力 活字印刷文 による出題に 対応できること。	東京都人事 委員会で実施
			III 類	事務 土建 機電			
採 用 職	選 考	事 務 系 ・ 一 般 技 術 系	事務 系 ・ 一 般 技 術 系	事務 土建 機電	東京都人事委員会の定める 基準による。		東京都人事 委員会で実施
			I	通訳	大学を卒業し、通訳に必要な専門知識	40 歳	学科考查、 面接考查、履

用 種	系 類 医 疗 技 术 系	医 师	を有する者	未満	歴審査及び適性検査（性格検査）		
			医師免許を有する者	50歳未満			
		II 類 栄 養 士	栄養士免許を有する者	40歳未満	履歴審査、資格検査及び適性検査（性格検査）		
		看 護 師	看護師免許を取得見込みの者	45歳未満			
			看護師免許を有する者	65歳未満			
		技 能 系	自動車整備	自動車整備士の技能検定に合格した者	40歳未満	作文、面接考査、履歴審査、資格審査及び適性検査（性格検査）	
			技能 I	庁舎等巡回監視及び工員等の業務に従事する能力を有する者	50歳未満		
			技能 II	用務員等の業務に従事する能力を有する者	50歳未満		
特 别 採 用			特別な知識技能を有すること。		問わない。	経歴審査、資格審査及び面接考査	
職種 一覧	事務、通訳、土木、建築、機械、電気、医師、保健師、栄養士、看護師、自動車整備、技能 I、技能 II、業務						

別表第14（第12条関係）

消防司令補昇任試験実施基準

区分		A	B
受験資格	勤務実績	消防士長として専門系及びI類採用者にあっては1年以上、II類採用者にあっては2年以上、III類採用者にあっては3年以上の勤務実績を有する者	消防士長として、10年以上の勤務実績を有し、年齢が40歳以上の者
	懲戒	過去1年以内に減給以上の懲戒処分を受けたことのない者	
試験方法	第一次	1 拝一式筆記試験 (1) 必須科目 ア 行政法 イ 人事・事務管理（基本的知識） ウ 消防に関する時事問題 (2) 選択科目 警防、防災、救急、予防1、予防2、機械の6科目のうち3科目選択 2 記述式筆記試験 警防、防災、救急、予防1、予防2、機械の6科目のうち1科目選択 3 小論文 4 人事評価	1 記述式筆記試験 警防、防災、救急、予防1、予防2、機械の6科目のうち1科目選択 2 小論文 3 人事評価
	第二次	1 点検、礼式、操練 2 口頭試問（災害活動に関する指揮、判断能力について評定する。） 3 面接考查	1 点検、礼式、操練 2 口頭試問（災害活動に関する指揮、判断能力について評定する。） 3 面接考查